

論点を踏まえたこれまでの議論の整理（案）※（抜粋） 及び委員からのご意見

1 差別に該当する行為が禁止される相手方（※3（3））

- 障害者基本法では、「何人も、障害者に対して、障害を理由として、差別することその他の権利利益を侵害する行為をしてはならない」と規定されている。
- 障害者差別解消法では、行政と事業者は「不当な差別的取扱い」が禁止され、「合理的配慮の提供」については、行政は義務、事業者は努力義務とされている。
- 障害者雇用促進法では、障害者の雇用に関し、募集、採用、待遇等において、行政と事業者に「不当な差別的取扱いの禁止」と「合理的配慮の提供」が義務付けられている。
- 以上を踏まえ、本市の条例において、差別に該当する行為が禁止される相手方について、市民、事業者、市、それぞれを対象に検討していく。
- 「何人も差別してはならない」という障害者基本法の基本理念にのっとり、本市においても、「何人も差別してはならない」として、市民も含んだ形で、障害による差別を禁止する。
- 事業者については、障害者差別解消法で禁止されている「不当な差別的取扱い」と、改正障害者雇用促進法で禁止される労働分野における「合理的配慮の不提供」を禁止する。
- 市においては、障害者差別解消法と同様、「不当な差別的取扱い」及び「合理的配慮の不提供」を禁止する。

【協議会委員からご提出いただいたご意見】

- ・相手方について「市民」も含んだ形で禁止することは、条例を市民に浸透させるためにも大切と考える。
- ・事業所は努力義務とされていることに関して、何年後には義務づけるようにすべきではないか。

2 市民・事業者・市の役割についての考え方（※4）

- 市民・事業者・市の役割については、差別の定義や対象、差別解消の取り組みのあり方など、全体を踏まえて検討することが適当であると考えられるが、条例の理念等に関するこれまでの議論等から以下のように考えてはどうか。
- 市の役割は、条例の基本理念である障害を理由とする差別をなくし、障害の有無に関わらず共に安心して暮らすことができる共生社会の実現のため、必要な施策を実施する。
- 市民は、基本理念に基づき、障害のある人に対する理解を深め、地域で誰もが共に暮らしていくための取り組みに協力するよう努める。
- 事業者は、基本理念に基づき、障害のある人に対する理解を深め、市が実施する施策に協力するとともに、相互理解が図られるよう、建設的な対話を行いながら、必要かつ合理的な配慮の提供に努める。

【協議会委員からご提出いただいたご意見】

（市の役割，責務）

- ・市は、条例の目的・基本理念に則って、障害や障害をもつ人への理解を深め、障害をもつ人への差別をなくすための施策を策定し、実施するべきとしてはどうか。
- ・市は、条例施行に必要な予算措置を行うと加えた方がよいと考える。
- ・市の職員（仙台市の行政にかかわる職員）としての役割と責務を設けるべきと考える。
- ・市の職員は、自らが先頭に立って障害者差別解消に向けた取り組みの実践と推進に努めなければならないとすべき。
- ・障害者施策についての良い取り組みについては、幅広く積極的に広報した方がよいと考える。

（事業者）

- ・役割及び取組の方向性も異なると考えるため、事業者を雇用事業者、障害者施設（サービス提供者）の役割を区分して明示すべきではないか。
- ・各事業所の得意分野を生かしたセーフティネットの構築が大事だと思う。

（市民の役割）

- ・市民は、条例の目的・基本理念に則って、障害や障害をもつ人への理解を深め、差別をなくすよう努めるべきでは。
- ・居住区での近隣との付き合いでの連携のとれた生活が大事であると思う。
- ・障害当事者の役割も明示すべきではないか。

（その他）

- ・意識共有の仕組みを全ての段階、レベルで設けるべきではないか。

3 複合的に差別を受けやすい女性等の障害者の視点（※2（5））

- コロン・カフェや条例の会の骨子案では、障害による差別に加えて、性別による差別を複合的に受けやすい女性の障害者についての課題があげられた。
- 障害者権利条約においても掲げられている内容であり、本市の条例においても、基本理念等において盛り込むこととしてはどうか。

【協議会委員からご提出いただいたご意見】

- ・女性の障害者の視点を盛り込むことは必要だと考える。併せて「女性等」と表記しているのであれば、「障害児」も同様に必要を盛り込むべきではと思う。
- ・女性について、差別の定義に関することではないので、盛り込むこととする場合は、基本理念等に盛り込むべき。
- ・社会的現状で女性が不利な立場にある場合の問題もあるが、今回は「障害を理由とする…条例」なので、性に関する「差別」は別個に協議すべきではないか。

4 不当な差別的取扱いの表記について（※3（2））

- 本市の条例においては、「不当な差別的取扱い」と「合理的配慮の不提供」を規定することが適当である。
- なお、「不当な差別的取扱い」について、よりわかりやすい表現等、別な記載の仕方が適切かどうかについては、改めて検討することにする。

【協議会委員からご提出いただいたご意見】

- ・定義は、障害、障害をもつ人・市民・事業者・社会的障壁・差別・不均等待遇・不利益取扱・合理的配慮について設けるべきと考える。
- ・分野ごとの差別の定義および例示については、例示列举で記述すべきと考える。
- ・「不当な差別的取扱」の表記について、一見すると「不当な差別」と「不当でない＝正当な差別」があるように感じる。差別は不当なものだからしてはいけないという意味で使っているならば、例えば「差別による不当な取り扱い」の方が良いと思う。
- ・差別解消法で定義している「不当な差別的取扱い」「合理的配慮をしないこと」でよいと思う。
- ・条文に使う言葉としては、配慮の「提供・不提供」という用語に違和感がある。

5 条例の名称（※7）

なお、条例のあり方について、今後まとめていくにあたっては、上記に加え、下記の事項についても検討が必要である。

○ 条例の名称

- ・何を目的とした条例なのかをはっきりさせるため、「差別禁止」か「差別解消」かの議論を改めて行い、全体の共通認識を確立した上で検討すべきでは。
- ・障害理解の促進やそのための施策の実施を盛り込む前提で考えれば「差別解消」という主旨とすべきと考える。
- ・「差別をなくすための条例」としたい。前向きに「なくす」という表現を用いた名称の条例を通じて、仙台市民の生活の中から差別をなくしていきたい。
- ・関わる課題が広いことから、差別解消や差別禁止より、「権利保障」や「擁護」の言葉が入ることが望ましい
- ・「差別の禁止」または「差別の解消」という語を使用すべきではないか。
- ・「差別禁止条例」とし、差別を許さない市民宣言的な意味を持たせてはどうか。
- ・「障害のある人もない人も暮らしやすい町 仙台」的な名称で良いと思う。
- ・「ともに暮らしやすい杜の都の社会づくり実現条例」のように、わかりやすい仙台らしいネーミングで、障害者の理解・啓発が進むようなものになってほしい。

6 障害の表記（※7）

- ・基本的には法律で示された表記「障害」及び「障害者」でよいと考える。
障害当事者が別の表記を望むかどうかは、賛否両論で、それぞれの思いがある。
- ・変える理由とその意味を明らかにすることが出来れば、変えることに反対するものではないが、条例ということを考えれば、市民にも理解できる説明が必要か。
- ・障害の表記については、法の通りで良い。ひらがな表記であっても現実には変わらないと考える。
- ・条例の会仙台では、結論が出ず「障害」と書いている。「障害」の表記を考えることは「障害者と社会との関係性」を考えることに他ならず、協議会の中でも、しっかりとした議論をすべきである。
- ・仙台市が発行している「ふれあいガイド」内の表記で良いのではないか。
- ・そのままでもよい。ただし、なぜこの表現「障害」が使われているかという議論も重要な検討課題になり得る。
- ・法律で採用されている表記と異なる表記を採用するには、積極的な理由を示すための議論が求められる。